

## 令和5年台風第13号に伴う 雇用保険の基本手当の特例措置について

### 1 ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

災害の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます（事前の申し出ややむを得ない理由を証明する書類は不要）。

失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。

※ やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。

### 2 他のハローワークでも失業認定の手続きができます。

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の受給手続きを行うことができます。

※ 受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができます。

### 3 「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

災害の時点で被災地域内の事業所で勤務していた方について、災害により一時的に離職を余儀なくされた場合に雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。

災害救助法適用市町村等の区域内（※）の事業所が、災害により事業を休止・廃止し休業するに至ったために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、基本手当を受給できます。

- 雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。
- 勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者離職票」、身分証明書（運転免許証など）、本人名義の預（貯）金通帳（カード）、写真（縦3cm×横2.4cm（マイナンバーカードを提示される場合は不要です。））が必要です（ただし、受給手続きに必要なこれらの確認書類がない場合でも手続きを行うことができますので、お近くのハローワークにご相談ください。）。

#### ※制度利用に当たっての留意事項

本特例措置制度を利用して、基本手当の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

（※）災害救助法適用市町村（令和5年9月8日適用）

茨城県：日立市、高萩市、北茨城市

福島県：いわき市、南相馬市

千葉県：茂原市、鴨川市、山武市、大網白里市、

長生郡睦沢町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面のハローワークや労働局にご相談ください。

## 茨城労働局管内ハローワーク

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
茨城労働局職業安定課	〒310-8511 水戸市宮町1丁目8番31号	029-224-6218
ハローワーク水戸	〒310-8509 水戸市水府町1573-1	029-231-6221
ハローワーク水戸 笠間出張所	〒309-1613 笠間市石井2026-1	0296-72-0252
ハローワーク日立	〒317-0063 日立市若葉町2-6-2	0294-21-6441
ハローワーク筑西	〒308-0821 筑西市成田628-1	0296-22-2188
ハローワーク筑西 下妻出張所	〒304-0067 下妻市下妻乙124-2	0296-43-3737
ハローワーク土浦	〒300-0805 土浦市宍塚1838	029-822-5124
ハローワーク古河	〒306-0011 古河市東3-7-23	0280-32-0461
ハローワーク常総	〒303-0034 常総市水海道天満町4798	0297-22-8609
ハローワーク石岡	〒315-0037 石岡市東石岡5-7-40	0299-26-8141
ハローワーク常陸大宮	〒319-2225 常陸大宮市野中町3083-1	0295-52-3185
ハローワーク龍ヶ崎	〒301-0041 龍ヶ崎市若柴町1229-1	0297-60-2727
ハローワーク高萩	〒318-0033 高萩市本町4-8-5	0293-22-2549
ハローワーク常陸鹿嶋	〒314-0031 鹿嶋市宮中1995-1	0299-83-2318

※下記QRコードより、茨城労働局HPへアクセスできます。

